

報告・朝鮮時代の法、ジェンダー、そして感情の歴史

ジョージ・ワシントン大学
歴史学科准教授
キム・ジス



通念に基づけば、「感情は法と対立する」と言える。西洋哲学において、イマヌエル・カントは、理性 (reason) と性向 (inclinations) を区分し、感情を後者に含めた。多くの哲学者は、カントの影響を受けて法を理性の産物と捉え、感情に対立するものと見なし、最近の研究では、法における感情の役割が認知され始め、感情が法に蔓延していると主張されるまでに至っている。

一方、朝鮮の法的伝統は儒教の大明律に基づき、感情が深く関与している。特に「訴冤制度」では、個人の悔しさや不当感が法的議論に影響を与えた。「冤」は、「無念さまたは恨めしさ」といった怒りや悲しみなどの否定的感情の一つにまとめた漢字である。朝鮮の政治家たちは、誤判や判決の遅れ、下層民の訴訟など、特定の状況では「冤」が法的実効性を持つことを理解していた。

ここで、一五世紀中盤に起こった、鄭氏夫人と婿の姜氏との財産紛争を事例に、法と感情、そして儒教倫理の関係を考察する。鄭氏夫人は夫と娘が生きていた当時、婿の姜氏に自身の財産を

分配した。しかし、夫と娘が亡くなった後に家が傾くと、婿の姜氏に財産の一部を返すことを要求した。姜氏が鄭氏の要求を何度も無視して断っていたところ、鄭氏は婿を相手に訴訟を提起し、紛争が始まったのである。調停では、鄭氏夫人が勝訴した。姜氏には八十回の鞭打ち刑が要求され、鄭氏に土地と財産を分配しなければならぬと結論づけた。この事件をより詳しく検討してみると、儒教道徳である孝と烈が法的な脈絡で位階秩序と家族関係を規定するにあたり、人情と複雑に絡み合っていることが分かる。特に父母、そして子どもとの関係、夫婦関係において孝と烈というのは、人情すなわち、人間の本性と自発性に基づく感情であり、これに反するものは和気を壊し、さらに社会に無秩序をもたらしものであると暗示している。

結果として、人情は倫理的な徳目を支持し、さらにそれを裏付ける強力な個人的感情要素であり、社会的な共感体を構成するものとして認められたことを示すのである。

プロフィール

● ジョージ・ワシントン大学歴史学科准教授、同大学韓国学研究所所長。延世大学を卒業後、コロンビア大学にて博士号を取得。ジェンダー、セクシュアリティ、法、感情の歴史の研究を進める。現在、ハーバード大学ラドクリフ高等研究所フェロー。著書に『The Emotions of Justice: Gender Status and Legal Performance in Choson Korea』(University of Washington Press, 1101) などがある。